

# 鳥取県庁インターンシップの概要・手続き

## 1 受入概要

<対象学生> 県内外の大学（大学院及び短期大学を含む）及び高等専門学校に在籍する学生（高等専門学校の学生にあつては、第4学年以上に在籍するものに限ります。）

<受入内容> 別添3「令和4年度インターンシップ実施予定所属一覧」のとおり

## 2 申込方法等

「鳥取県庁インターンシップ実施要綱」及び「令和4年度鳥取県庁インターンシップにおける新型コロナウイルス感染症対策（別紙3）」の内容をご理解の上、以下手順のとおり申込みをお願いします。

※学生個人や教授紹介などによる申込みはできません。

※応募者多数の場合、抽選等により参加者を決定しますので、受入れできない場合があることを予めご容赦ください。

### <申込手順>

①参加を希望する学生は、別紙2「インターンシップ実習申込書（学生用）」に必要事項を記入し、在籍する大学等へ提出してください。

※氏名、連絡先等の各項目について正確にご記入ください。特に、電話番号・メールアドレスは間違いのないようお願いします。

※顔写真は無帽で、顔がはっきり映っており、申込日前6か月以内に撮影したものを用意してください。

※インターンシップを希望する所属は、別添3「令和4年度インターンシップ実施予定所属一覧」から選択し、ご記入ください（第1希望は必須、第2，3希望は任意）。

受入条件（志望職種等）がある所属もありますので、よく確認して選択してください。

②①の提出を受けた大学等は、別紙1「インターンシップ実習申込書（大学等用）」に必要事項を記入し、県へメール又は郵送で下記の問い合わせ先まで申し込んでください。

### <申込期限>

令和4年7月26日（火）必着

※これは、学生の応募をとりまとめた上で、大学等から県に申込書を提出いただく締切日です。学生が大学等に申込書を提出する締切日は、それぞれ在籍する大学等にご確認ください。

## 3 参加の決定・決定後の流れ

①県から受入決定可否を申込のあった大学等に通知（7月中メド）

※受入決定にあたって、県から直接本人に参加の意思を改めて確認する場合があります。

②その後、受入を決定した学生と県が直接連絡調整

※必要に応じ大学等へ連絡する場合があります

## 4 その他

- ・参加する学生に対する賃金、報酬及び手当等の支給はありません。
- ・参加する学生が各職場へ通うための交通手段の確保及び交通費や研修期間中の滞在費等の支給はありません。各自で対応していただきます。
- ・参加する学生は、期間中の事故に備え、自己の責任において災害傷害保険等への加入が必要です。
- ・インターンシップ実施に当たっては、学生から誓約書（別紙4）を提出していただきます。

問い合わせ先 鳥取県総務部人事企画課  
人材評価担当 山根  
〒680-8570 鳥取市東町1丁目220  
電話 0857-26-7035  
FAX 0857-26-8140  
メール jinjirikaku@pref.tottori.lg.jp